

第246回埼玉県都市計画審議会

令和3年9月14日午前10時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第246回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課、副課長の宮田と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。現在20名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで、本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りした資料が、配布資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書、参考資料、報告事項でございます。加えて、本日机の上にお配りいたしましたのが、次第、座席表、委員名簿でございます。なお、この委員名簿につきましては、関係行政機関の委員である関東運輸局長の人事異動に伴い、新たに御就任いただいておりますので、9月2日現在のものを改めて配布してございます。

以上でございますが、不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今年度最初の都市計画審議会でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者として弁護士の今井眞弓様です。

○今井委員 今井です。よろしくお願いいたします。

○事務局 東京国際大学教授の平木いくみ様です。

○平木委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局 東洋大学教授の尾崎晴男様です。

○尾崎委員 尾崎です。よろしくお願いいたします。

○事務局 日本大学教授の大沢昌玄様です。

○大沢委員 大沢でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 埼玉県農業会議副会長の小倉和夫様です。

○小倉委員 小倉です。よろしくお願いいたします。

○事務局 上尾商工会議所会頭の神田博一様です。

○神田委員 神田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 早稲田大学講師の青木千帆子様です。

○青木委員 青木と申します。よろしくお願いいたします。

- 事務局 次に、同第2号に規定する関係行政機関の委員として、関東農政局長の幸田淳様です。
- 加藤代理 代理出席の加藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 関東運輸局長の小瀬達之様です。
- 鷺巣代理 代理出席の鷺巣と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 関東地方整備局長の若林伸幸様です。
- 山田代理 代理出席の山田と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 次に、同第3号に規定する市町村長を代表する委員として、杉戸町長の古谷松雄様です。
- 古谷委員 古谷です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 続きまして、同第4号に規定する県議会の議員として小川真一郎様です。
- 小川委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 武内政文様です。
- 武内委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 梅澤佳一様です。
- 梅澤委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 田村琢実様でございます。
- 田村委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 高橋政雄様です。
- 高橋委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 杉田茂実様です。
- 杉田委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 辻浩司様です。
- 辻委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 深谷顕史様です。
- 深谷委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 次に、同第5号に規定する市町村議会の代表として、川口市議会議長の関裕通様です。
- 関委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 続きまして、同条例第3条第2項に規定する専門委員として公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会会長の江原貞治様です。
- 江原委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 なお、本日は御出席いただいておりますが、市町村長を代表する委員として鴻巣市長の原口和久様、市町村議会の議長を代表する委員として寄居町議会議長の峯岸克明様、臨時委員として関東財務局長の白川俊介様、関東経済産業局長の濱野幸一様、埼玉県警察本部長の原和也様に御就任いただいております。

ここで幹事を代表いたしまして、村田都市整備部長から御挨拶申し上げます。

○幹事（都市整備部長） おはようございます。都市整備部長の村田でございます。今年度最初の都市計画審議会でございますので、幹事を代表して一言御挨拶をさせていただきます。

まずは、前回7月9日に予定しておりました第245回埼玉県都市計画審議会を急遽中止したことにつきましてお詫びを申し上げます。誠に申し訳ありません。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に多大な御協力、御理解を賜っておりますことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、委員の皆様には、日頃から埼玉県の都市計画行政の推進に御支援、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。この審議会は、昭和44年、1969年に設置をされまして、これまで244回の開催で5,247件の案件を御審議いただき参りました。おかげをもちまして、県内各地で地域の特性を生かしたまちづくり、都市計画が進んでいるところでございます。

さて、近年の都市計画でございますが、人口減少、超高齢社会の到来や頻発化、激甚化する自然災害の対応など、社会や環境の変化への的確な対応が求められているところでございます。そこで、埼玉県では自然災害に対する防災・減災の取組をはじめ、高速道路ネットワークを活用した産業基盤づくり、あるいは立地適正化によるコンパクトシティを目指す取組などを進めているところでございます。今後も引き続き市町村と連携をいたしまして、SDGsの目標の一つである住み続けられるまちづくりや、安全、安心で魅力と活力のあるまちづくりに取り組んで参る所存でございます。

委員の皆様には、引き続きの御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○事務局 会長の選出に入る前に、事務局からお手元のマイクの使用方法について御説明させていただきます。現在テーブルの上に設置してございますマイクスタンドは、白いランプが点灯しているかと思えます。その下にグレーのボタンがございます。御発言の際は、このボタンを押していただきますと赤色のランプが点灯いたしますので、その状態でお話しいただきたいと存じます。なお、御発言が終わりましたら、もう一度グレーのボタンを押していただき、白色のランプに戻していただくようお願いいたします。

それでは、学識委員の任期満了に伴いまして、現在会長が不在となっておりますことから、慣例により本日御出席の2期目の学識委員である小倉和夫様に臨時議長としての会長選出の労をお取りいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局 では、小倉委員、どうぞ中央の議長席にお移りいただき、進行をよろしく願いいたします。

○臨時議長（小倉） ただいま臨時議長に御指名をいただきました小倉でございます。しばらくの間、臨時議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。恐縮でございますが、座って進行させていただきます。

ただいまから埼玉県都市計画審議会会長の選出を行いたいと思います。

会長の選出につきましては、埼玉県都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者の委員の中から委員の選挙によって定めることになっております。どなたか御推挙はございますか。

○今井委員 尾崎晴男委員を推挙いたします。

○臨時議長（小倉） 尾崎委員さんのお名前が挙がりましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（小倉） それでは、皆様から御賛同いただきましたので、前会長の尾崎委員さんに引き続き会長をお願いしたいと存じます。

御協力ありがとうございました。

○事務局 小倉委員、大変ありがとうございました。

それでは、尾崎委員、会長席にお移りいただきまして、御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

〔臨時議長、会長と交代〕

○会長（尾崎） 本審議会長でございますが、ただいま御指名いただきました尾崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど事務局から、部長さんから前回中止になりましたということ、お話がございましたけれども、事務局の不手際でも何でもございませんでして、たまたま予定していた日が非常に重要な会議、つまりは県議会臨時会と申し上げたらいいのでしょうか、正式には。補正予算だったと思いますけれども、重要な議会が開催されるということになりましたので、当時私も会長だったわけですが、事務局から相談を受けまして、これは先生方がいらっしゃらなければ審議会はできませんねということで中止したという次第でございます。非常に重要な議会の案件、開催ということで中止に至ったという次第でございますので、本日はその2件がそのまま来ているわけですが、御審議願いたいということでございます。

再びといいましょうか、この次の2年といいましょうか、会長ということで携わるわけですが、都市計画、まちのしるべといいましょうか、それを定めていく、この県土の中で重要な会議だと思います。少子高齢というのは、もう久しいところでございますけれども、昨今はこういう社会経済の活動の場、頻度の高い災害が頻度高くなっているという事情もございまして、さらには、皆様いろいろと御苦労なさっておられると思いますけれども、人の動き、物の動き、それから情報の動きというものが変わるであろうと、変わるようになるであろう、既に変わっているわけですが、そういう中でまちをどういうふうにしていくかと、県土をどうしていくかというところ、皆様方のお知恵を拝借しながら進めていかなければならないと存じますので、どうぞ忌憚のない御意見あるいはもちろん分からないことは質問していただければ、事務局がしっかり

答えてくれると思いますので、皆さんのお力をもって進めて参りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

次に、審議会条例第4条第3項の規定によりまして、尾崎会長から会長職務代理者の指名をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○会長（尾崎） では、会長職務代理者につきましては、この審議会条例第4条第3項ということで、会長から指名させていただきたいと存じます。

会長職務代理者には、都市計画に精通していらっしゃる大沢委員さんをお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大沢委員 了解いたしました。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、この後は審議会条例第5条第1項の規定により、尾崎会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（尾崎） 改めて、では皆様方、大変御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。皆様の御協力を頂戴して、審議は慎重かつ効率的に進めて参りたいと存じますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、まず本日の会議録の署名委員でございますけれども、本審議会運営規則の第5条第2項の規定によりまして、私から指名をさせていただきたいと存じます。

本日は小倉委員さんをお願いしたいと存じます。それから、小川委員さんをお願いしたいと存じます。お二方をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

続きまして、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づきまして原則公開となっております。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様はいかがでございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきたいと存じます。

では、事務局に伺います。傍聴を御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい、いらっしゃいます。

○議長（尾崎） それでは、ここで傍聴者の入場を許可いたします。よろしく願いします。

〔傍聴者入場〕

○議長（尾崎） お待たせいたしました。議事に入ります前に、傍聴者の皆様方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領、こちらをよく読んで遵守をしていただきたいと思います。

存じます。この傍聴要領に反する場合には、退場していただくことがございますので、御注意をお願い申し上げます。

それでは、ただいまより第246回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第5248号及び議第5249号、こちらの2議案について御審議をお願いするものでございます。

それでは、議第5248号「鴻巣都市計画区域区分の変更について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の鳴海でございます。それでは、議第5248号「鴻巣都市計画区域区分の変更」につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、着席にて説明をさせていただきますと存じます。

議案書は5ページから11ページとなります。お近くのモニターを御覧ください。まずは区域区分について御説明いたします。区域区分とは、計画的に市街化を図るべき市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域との区分を定めるものでございます。通称「線引き」とも言われ、都市計画の根幹を成すものでございます。

続きまして、鴻巣都市計画区域の位置でございますが、鴻巣都市計画区域は、鴻巣市の全域から成り、都心から約50km圏、本県のほぼ中央部に位置しております。本議案は、鴻巣市の鴻巣箕田地区について、市街化調整区域から市街化区域に編入するものでございます。

続きまして、鴻巣箕田地区の位置でございます。赤く囲んだ鴻巣箕田地区は、既定の市街化区域に隣接しており、面積が約17haとなっております。J R高崎線北鴻巣駅から東側約1kmに位置し、一般国道17号バイパスに接した交通の利便性に優れた地区でございます。また、現在整備中の上尾道路が供用されることで、更なるアクセス性の向上が期待される地区でございます。

続きまして、現在の状況です。赤で囲まれた範囲が鴻巣箕田地区でございます。このたび埼玉県企業局の産業団地整備により計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。こちらは土地利用計画図です。赤い破線が今回編入する区域であり、調整池や公園、緩衝緑地を適切に配置し、工業系の土地利用を図る予定でございます。

続きまして、区域区分の計画書です。本地区面積、約17haを市街化区域に編入することに伴い、鴻巣都市計画区域の市街化区域の面積が約1,532haから約1,549haに、また市街化調整区域の面積が約5,217haから約5,200haとなります。この都市計画の変更について、2週間案を縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。また、鴻巣都市計画区域を構成する鴻巣市に対して意見照会をしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5248号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、委員の方々、御意見あるいは御質問等ございますでしょうか。御

遠慮なくどうぞ。いかがでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは伺います。議第5248号「鴻巣都市計画区域区分の変更」につきまして採決をいたします。

議第5248号につきまして、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。では、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

では、続きまして議第5249号「和光都市計画都市再開発の方針の変更について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願い申し上げます。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の小島でございます。議第5249号「和光都市計画都市再開発の方針の変更について」御説明をいたします。

議案書につきましては、お手元の13ページから31ページを御覧ください。また、参考資料といたしましては、新旧対照表をお配りをさせていただいております。恐れ入りますが、着席にて御説明をさせていただきます。

議案の御説明に入ります前に、都市再開発の方針について御説明をさせていただきたいと存じます。お近くのモニターを御覧いただきたいと思います。都市再開発の方針とは、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に位置付けたマスタープランで、県が定めるものでございます。本方針は、上位計画であります埼玉県5か年計画及び埼玉県都市計画審議会からの御提言を踏まえて策定いたしましたまちづくり埼玉プラン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などとともに、土地利用や都市施設、市街地再開発事業といった個別の都市計画の上位に位置付けられるものでございます。なお、この都市再開発の方針という再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業などの面的整備事業、都市施設整備などの個別事業に加え、地区計画等の規制誘導手法を活用したまちづくりを含むものでございます。

続きまして、本議案となります和光都市計画区域の位置でございますが、都心から約20km圏、本県の南端に位置してございまして、和光市の行政区域の全域となっております。

次に、和光都市計画都市再開発の方針について御説明をさせていただきます。都市再開発の方針の構成でございますが、1、基本方針、2、再開発を促進すべき地区の整備又は開発の方針となっております。変更の理由についてでございますが、和光市駅北口において、高度利用化の検討が進められていること、また策定から20年が経過し、社会経済情勢の変化や上位計画及び関連計画の策定、改定がなされていることから、変更を行うものでございます。主な変更点といたしましては、上位計画でございますまちづくり埼玉プランや関連計画である都市計画区域の整備、開発及び保全

の方針及び和光市総合振興計画などとの整合を図るよう変更を行います。

続きまして、都市再開発方針の内容についてでございますが、1、基本方針につきましては、和光市駅周辺の拠点性の強化と住環境の向上により、安心・安全・快適に暮らせるまちづくりを実現するため、(1)都市機能の集積による市街地形成、(2)周辺環境と調和した良好な住宅地の形成など、5項目を定めるものでございます。この基本方針の詳細につきましては、議案書の21ページ、22ページ及び参考資料の新旧対照表に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

続いて、2、再開発を促進すべき地区の整備又は開発の方針についてでございますが、再開発促進地区は変更前と同一の4地区でございます。それぞれ①北口駅前地区、約14.3ha、②南口駅前地区、約11.9ha、③丸山台東部地区、約26.5ha、④中央第二谷中地区、約25.3haの4地区でございます。

変更の内容についてでございますが、再開発促進地区の①北口駅前地区及び②南口駅前地区につきましては、和光市駅周辺の拠点性の強化を図るため、北口再開発の検討区域に含まれている駅隣接地及び南口の駅隣接地を再開発促進地区に加え、拡大するものでございます。また、防火地域等の指定により、建物の不燃化を促進し、市街地の防災性向上を図る内容を加えております。なお、再開発促進地区を拡大する箇所は、御覧のモニターの赤色の区域となっております。また、再開発促進地区の4地区で共通して変更する内容は、都市のバリアフリー化の推進及び緑化や再生可能エネルギーの活用等による都市の低炭素化の推進を新たに加えてございます。詳細な区域につきましては、議案書の28ページから31ページ及び参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

御説明申し上げました議案につきましては、都市計画法に基づき2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、和光市に対しまして意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

御説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御意見あるいは御質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。ございませんか。

20年ほど経ち、平成10年のこれまでのものについて変更すると、4つの促進地区といいたまうか、その駅前、北と南のところを拡大するというのと内容を現状に合わせるということかと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。御意見、御質問ないでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは、議第5249号、こちらの議案について採決に進みたく存じます。よろしいでしょうか。

では、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。では、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定をいたします。

以上をもちまして議事は終了いたしました。

次に、幹事から都市計画の定期見直し（第8回）、こちらについて御報告をしたいということでございますので、これを許します。

では、幹事は報告願います。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の鳴海でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、都市計画の定期見直し（第8回）について御説明させていただきます。A3横の右上に報告事項と記載した資料をお手元に配布しておりますが、モニターにて説明させていただきますので、お近くのモニターを御覧ください。

都市計画の定期見直しとは、国勢調査や都市計画基礎調査を踏まえた人口及び産業の見通しに基づき行う見直しで、県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに市街化区域と市街化調整区域の区分を定める区域区分、いわゆる線引きを見直すものでございます。本県では、昭和45年の当初線引き以来、おおむね5年ごとに定期的な見直しを実施してきており、今回が8回目となります。

定期見直しの対象となる都市計画区域でございますが、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、県内40の都市計画区域のうち、政令指定都市であるさいたま市の全域を区域とするさいたま都市計画区域を除く39の都市計画区域で見直しを行います。

市街化区域と市街化調整区域の区分を定める区域区分については、区域区分を定めている34の都市計画区域のうち、さいたま都市計画区域を除く33の都市計画区域で見直しを行います。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてでございますが、この方針は都市計画区域ごとに都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針、区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときは、その方針を定めるものでございます。本県では、上位計画である埼玉県5か年計画及び埼玉県都市計画審議会からの提言を踏まえ、都市計画の基本指針であるまちづくり埼玉プランを策定し、このプランに基づき各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めております。なお、県が定める区域区分や市町村が定める用途地域など、個別の都市計画はこの方針に即して定めることとなります。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しのポイントでございますが、1つ目は本県の都市計画の基本指針であるまちづくり埼玉プランの内容を反映し、まちづくりの目標とするものでございます。2つ目は、最新の市町のまちづくりの状況を参考にしながら、地域ごとの市街地像を見直すものでございます。3つ目は、近年の社会情勢の変化を捉えた見直しを行うため、埼玉県地

域強靱化計画など県の諸計画を反映するものでございます。

次に、区域区分の見直しのポイントでございます。市街化区域への編入についても、前回の見直しの考え方を踏襲しており、住居系については駅周辺を拠点として、地域の利便性に寄与する場合に拡大をして参ります。工業系については、高速道路インターチェンジや幹線道路の周辺で産業集積する場合に拡大することとしており、既存産業団地の拡張も進めて参ります。商業系については、基本的に中心市街地に配慮するという大原則がございますので、特定大規模建築物の立地は抑制しますが、地域振興に資するような事業であれば限定的に対象として参りたいと考えております。また、市街化調整区域への編入については、災害発生のおそれのある区域や営農意向などから市街化が見込めない区域、人口密度の低下が見込まれる地域などで、宅地化を抑制する区域を見直しの対象としております。

以上が都市計画の定期見直し（第8回）についての概要でございます。現在個々の都市計画区域ごとに関係機関との調整を行っており、準備の整った区域から順次都市計画法に基づく手続に着手していく予定でございます。

報告については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、皆様方、何か御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。おおむね5年ごとの定期見直しでございまして、今回8回目と。前回の7回目の後、ちょっと調べてみたのですが、左側の皆様のお手元の整開保ですね、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関しては、私の探した限りでは5回ほど変更といいたいまいしょうか、されていたように見えます。対象は先ほど御紹介のとおり39の都市計画区域でございます。今回またそれぞれのところで見直しになるのだろうと。区域区分は、その都度といいたいまいしょうか、熟度が増したところとなると思いますので、この過去5年間でいろいろと、今日もございましたけれども、なってくるわけでございます。

いかがでしょうか、皆様方。

では、大沢委員さん。

○大沢委員 確認でございます。市街化区域の編入ということで3点ということなのですが、調整区域の編入ということで災害発生のおそれのある区域は調整区域に編入するということなのですが、そもそも都市計画法の施行令で定められている市街化区域の編入のときにも、災害リスクが高い地域についてはもう入れないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（尾崎） では、回答をお願いします。

○幹事（都市計画課長） 御質問の件でございます。都市計画法上におきましても、市街化区域の編入に当たりましては、災害のおそれのある区域については編入を行わないということになっておりますので、災害の履歴や、そのリスク、それらを評価して調整をした中において、リスクが高いと

ころについては編入しないということになります。

以上でございます。

○議長（尾崎） 引き続きよろしければ、どうぞ。

○大沢委員 了解いたしました。ただ、これともう一つ、一方で都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画が走っておりまして、そちらの中では防災指針の策定というものが義務付けられるように、昨年度の法改正がなされており、それに対して立地適正化計画を作成していない都市計画区域の防災の在り方というのは、どちらかというところの区域区分もしくは市町村ごとに位置付けなければいけないと思いますので、今回の結論ではないのですが、この都市計画法体系として災害リスクをどう扱っていくのかということも皆さんで議論した方が今後よろしいかなと思った次第です。最後は意見でございます。

○議長（尾崎） ありがとうございます。立地適正化計画という、それぞれのところでまだ途上もございますけれども、それを反映といたしましうか、それを整合する形といたしましうか、こういう御指摘ありがとうございます。

ほかにいかがでございますしうか。よろしゅうございませうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、特にないようでございます。

以上をもちまして本日の審議は全て終了いたしました。御協力大変にありがとうございました。

傍聴者の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（尾崎） それでは、ここで私、議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しいたします。よろしくお願ひします。

○事務局 尾崎会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には円滑な御審議に御協力いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして第246回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

午前10時39分 閉 会